

## 厚木市庁用車両ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上並びに交通事故発生時における事故責任を明確にするため、厚木市庁用車両管理規則(昭和61年厚木市規則第9号)第2条第2号から第5号までに規定する車両(自動車に限る。以下「庁用車両」という。)にドライブレコーダーを設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)ドライブレコーダー 庁用車両に設置し、周囲の映像を記録する装置をいう。
- (2)映像 ドライブレコーダーにより収集された映像をいう。
- (3)記録媒体 映像を記録することができるメモリーカードをいう。
- (4)保存装置 パソコン等であって、映像の保存を行う装置をいう。

(管理責任者等)

第3条 ドライブレコーダーの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、ドライブレコーダー管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 管理責任者を補佐するために、ドライブレコーダー管理取扱者(以下「管理取扱者」という。)を置き、管理責任者が指名する者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、ドライブレコーダーを庁用車両のフロントガラスに設置するものとし、庁用車両の更新等にあつては、ドライブレコーダーの載せ替え等の措置を講じなければならない。
- 4 管理責任者は、前項の規定による措置及び新たに庁用車両にドライブレコーダーを設置する場合、事前に車両統括主管部長(財務部長)と協議しなければならない。
- 5 管理責任者は、ドライブレコーダーの適切な管理並びに映像の不正利用、漏えい及び改ざんの防止を図るため、記録媒体等にパスワードの設定をする等、必要な措置を講じなければならない。

(ドライブレコーダー及び映像の取扱い)

第4条 ドライブレコーダー等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1)庁用車両の運転者は、その運転中ドライブレコーダーにより常時撮影し、これを記録するものとする。
- (2)映像の取扱いは、管理責任者及び管理取扱者が行うものとする。

(映像の保存等)

第5条 次条又は第7条の規定により映像を閲覧し、又は提供する場合に限り、記録媒体に記録された映像を保存装置に保存することができる。

- 2 保存装置に保存された映像は、第7条の規定に基づき、外部へ映像の提供が終了したときその他保存の必要がなくなったときは、速やかに消去しなければならない。

(映像の閲覧)

第6条 映像の閲覧は、交通事故等の状況確認及び原因を分析する場合並びに安全運行を目的とした指導に限り、行うことができる。

2 映像の閲覧は、管理責任者及び管理取扱者で行うものとし、日時、理由、利用する情報の範囲その他必要な事項を書面に記録し保管しなければならない。

(映像の提供)

第7条 映像は外部へ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(1) 交通事故又はトラブルの状況及びその原因を明らかにするために、交通事故又はトラブルの当事者若しくは当事者から委任を受けた保険会社等の代理人又は捜査機関から文書により提供を求められたとき。

(2) 法令に基づき文書により提供を求められたとき。

2 前項の規定により映像を外部へ提供するときは、必要最小限の範囲にとどめるとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) 映像を適正に管理すること。

(2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。

(3) 目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに記録媒体の返却を行うこと。

(映像の提供記録)

第8条 前条の規定により映像を外部へ提供したときは、次に掲げる事項を記録し、保管しなければならない。

(1) 外部への提供を行った年月日及びその時間

(2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名

(3) 目的及びその理由

(4) 当該映像の内容

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

別表(第3条関係)

管理区分	管理責任者
本庁舎等の車両管理	財産管理課長
環境センターの車両管理	環境事業課長
道路補修事務所の車両管理	道路補修事務所長
消防本部の車両管理	警防課長